

## 熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業実施要項

### (趣旨)

第1条 県は、社会経済活動における公共交通事業の必要性に鑑み、新型コロナウイルス感染症による利用者の減に加え、燃料価格高騰の影響により、厳しい経営状況が続いている公共交通事業者等に対し、燃料価格高騰の影響を緩和するために、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項によるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において「公共交通事業者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を行う事業者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 前号に規定する路線定期運行を行う事業者のうち、運行区間の一部に高速道路を含む事業者（以下「高速バス事業者」という。）
- (3) 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者（以下「貸切バス事業者」という。）
- (4) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（以下「タクシー事業者」という。）
- (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を営む者（以下「鉄道事業者」という。）
- (6) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者（以下「航路事業者」という。）
- (7) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条に規定する自動車運転代行業を営む者（以下「自動車運転代行業者」という。）

### (対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者は、公共交通事業者等の区分ごとに別表に掲げる者であって、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 都道府県税に未納がないこと、又は徴収猶予を受けていること。
- (2) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第4条に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金額の算定方法等については、知事が別に定めるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業費補助金交付申請書(兼請求書)(別記第1号様式)に、原則として次の各号に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額の算定根拠を記した書類
- (2) 振込先の口座が確認できる書類(名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)の写し
- (3) 県税の未納がないこと、又は徴収猶予を受けていることを証する納税証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付申請受付期間)

第6条 交付申請を受け付けることができる期間は、令和5年(2023年)7月25日から令和6年(2023年)3月29日までとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、第5条の交付申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業費補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書(別記第2号様式)により、交付申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定したときは、熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業費補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、交付申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 知事は、交付申請者が偽りやその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までとする。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、補助金の交付を行うときは、第7条第1項により確定した交付金額を熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業費補助金交付申請書(兼請求書)(別記第1号様式)に記載された振込先に振り込むものとする。

(状況報告)

第11条 知事は、補助金に係る事業の実施状況の報告を事業者に求めることが

できる。

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条の別に定める期間は10年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(雑則)

第13条 この実施要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)7月25日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

公共交通事業者の区分	対象事業者
路線バス事業者	九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社 熊本都市バス株式会社
高速バス事業者	九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、有限会社神園交通
貸切バス事業者	熊本県内に本社を置く貸切バス事業者
タクシー事業者	熊本県内に主たる事業所を置くタクシー事業者（個人タクシー事業者を含む）
鉄道事業者	南阿蘇鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社 くま川鉄道株式会社
航路事業者	有限会社湯島商船、苓北観光汽船株式会社、三和商船株式会社、共同フェリー株式会社、熊本フェリー株式会社、株式会社シークルーズ 有明海自動車航送船組合
自動車運転代行事業者	熊本県公安委員会の認定を受け、県内に主たる営業所を置く自動車運転代行事業者